

がつてくるところは、既得権としてすでに特例法が成立しておりますので、なお從前の例により、改正前の特例法によつて指定された地域で、補助率の高いほうを適用する、「なお從前の例による」というのは、十月の七日までに発生いたしました災害によつて指定された地域に、さらにもう一つに災害があつてそれを特例法に入れたために、全体の補助率が下がつてくるという場合があつては、非常に既得権を害するということで氣の毒でございますので、そういう場合は、なお改正前の特例法の補助率でやるといふふうに念のために規定いたしました次第でございます。

以上が改正法の条文に即しました説明でございます。

なお、お手元に横とじの資料をお配りいたしてございますが、これにつきまして簡単に御説明申し上げます。

「昭和三十六年十月以降災害別農林水産関係被害概況」こういうことで、十

月七日までの災害以降に十月中に発生いたしましたのが、台風二十四号と台

風二十六号でございますが、農林水

産関係被害総額が台風二十四号で百三億

四千五百九十四万円、台風二十六号で

九十九億七千九百四万八千円、こうい

うことになりまして、合計、十月中

の農林水産関係被害総額が台風二十四号で百三億

四千五百九十四万円、台風二十四号で

九十九億七千九百四万八千円、こうい

うことになります。

発生の月日は二十四号は十月九日か

ら始まつております。それから台風二

十六号は月末の十月二十六日から二十一

八日、こういうことになります。

発生地帯は二十四号は全国にわたり

まして発生いたしておりますし、台風

二十六号は主として東海、近畿、四

国、九州、中國に発生いたしておる、

それから二ページでございますが、

二ページは農林水産業施設災害復旧暫定法関係の復旧の事業の三十六年度に

おきました予算措置をいたしたものに

四千円に相なる、こういう資料でござ

ります。

それから林道につきましても、先ほ

ど申しましたように第一次補正、第二

次補正それから今回の予備費計上とい

うことと、全体として四億六千二百万

円というものを計上したわけでござ

りまして、林道の災害復旧が、予算措置

として三〇%の進度率を示しております。

関連は農地、農業用施設の災害関連と同じように二五%ということがあります。

それから二ページでございますが、

二ページは農林水産業施設災害復旧暫

定期定法関係の復旧の事業の三十六年度に

おきました予算措置をいたしたものに

四千円に相なる、こういう資料でござ

ります。

それから共同利用施設でございます

が、八月災害までにつきましては九千

七百六十九万七千円が予備費に先般計

算をこえるものについて今回の特例法

によつて農地については十分の九とい

うことに相なつて、基準額未満は十分

額でございまして、暫定措置法では農

地については十分の五、農業用施設につ

いては十分の六・五といふものが政

令で定める農地地域については一定基

準をこえるものについて今回の特例法

によつて農地については十分の九とい

うことに相なつて、基準額未満は十分

額でございまして、備考欄にございますが、九

月月下旬から十月上旬の長雨及び十月

下旬から十一月上旬の豪雨につきまして、この前の特例法の適用

をいたそ、こういう考え方でございま

す。そこで九月下旬から十月上旬まで

中身は施設関係で農地、農業用施

設、それから林野関係のもので治山、

林道が入っております。それから水産

関係では漁港、漁船、漁具、それから

いふものと、畜産、蚕糸関係のもの、こ

れは愛知用水などを入れます。その他

を入れまして、大体それが特例法関係

に相なると思います。

それから次の2が、農林畜水産物等

の農作物被害、あるいは林産物の減収

被害、こういうことに相なるわけでござ

ります。

いまして、台風二十四号、二十六号で

百十二億五千七百八十六万円の被害が

あります。従来の三十六年度中の災害と累

計いたしますと千七十五億九千七百一

十五万七千円、こういうことになります。

から農業用施設は五十三億九千八百万

円、それから農業用施設につきまして

予備費並びに補正予備から予備費の支

出をいたしたもののが、農地について九

千五百万、それから農業用施設につき

まして十三億三千万、こういうことで

農地、農業用施設関係は、全部で農地

の災害復旧は十一億二千八百万円、それ

から農業用施設は五十三億九千八百万

円、それから災害関連といたしまして

二億六千五百六十三万円、こういうこ

とで大体災害総額に対しまして三十六

年度におきますする予算措置としての復

旧進度といふのは、農地の災害復旧で

三〇%、大体二五%進度率を上げると

いうことで三〇%、それから災害復旧

についても三〇%、災害関連は二五%

の措置を三十六年度で実施いたしてお

ります。

それから林道につきましても、先ほ

ど申しましたように第一次補正、第二

次補正それから今回の予備費計上とい

うことと、全体として四億六千二百万

円というものを計上したわけでござ

ります。

それから三枚目は、天災融資法でござ

ります。

それから水産養殖施設は、九月灾害

までの天災についての特例法を制定

に、この前、昭和三十六年五月から九

月までの天災についての特例法を制定

をいたしましたが、その結果につきま

しては、こまかいので、ちょっと計算

等に手間取つておりますが、近くこれ

につきましても予備費支出を決定いた

ります。

それから三枚目は、天災融資法でござ

ります。

それから水産養殖施設は、九月灾害

までの天災についての特例法を制定

をいたしましたが、その結果につきま

しては、こまかいので、ちょっと計算

等に手間取つておりますが、近くこれ

につきましても予備費支出を決定いた

ります。

それから水産養殖施設は、

の長雨と申しますのは、主として関東、東北、北陸地帯を襲いました長雨でござります。十月上旬のものは台風二十四号といらものでございまして、中心地は大体関東、東北でござります。それから十月下旬のものは、暴風雨と豪雨がございまして、これはいわゆる台風二十六号でござります。これも主として水産物の被害が多いのでござります。それから豪雨は、九州、東海地方を襲いましたものでござります。して、大分等が中心の被害地でござります。これは十月下旬の豪雨でござります。大体調査いたしました結果、こういう災害につきまして、先般の特例法の適用をすることが必要であるなどと思ひましたし、また先般の国会におきまする御要望もございましたので、これらに特例法を適用する、こういう内容の法律改正をお願いしたい、というところでございます。

○千田正君 二点だけ伺つておきたい
と思います。今度の改正案では、開拓地
関係に対するものが補助対策から除外さ
れていると思われるのですが、さつき
の農地局長のお話のようには、それは
かつての法のほうで十分見られるとい
う観点で、こういうふうにしておられ
るのですが、どうなのでですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 十月以降
の分につきましては、開拓地は特例法
に該当するところには基準がござい
ます。その基準に該当する激甚被害が
たところがございませんので、五月か

○小笠原二三男君 少し委員会を離れておりましたので、一般的な質問をしていいのです。この暫定法による一般規定と、特例法ととなって次々と特例的なものが同じ法律の中に出でてきます。それで私全然数字的なことはわからんで質問するんですが、災害の特定された激甚地で、しかも事業費が政令で定める一定以上の額であれば補助率が高い、激甚でないときには、事業費は相当額政令基準に合っておつても、一般的な規定の適用しか受けられない、こういうふうなことになっておるわけですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 特例法では、一戸当たりの被害額を算定いたしまして、旧市町村区町で一戸当たりの農地なり、あるいは農業施設の被害に對します被害農家の一戸当たりの被害を算定いたしまして、それが五万円以上とすと、いはうような場合に特例法を適用すること、いはうふうになつております。

○小笠原二三男君 そろそると、旧市町別に地域的には小範囲であつても、五万円以上のそれに当たるところは激甚地の政令指定が行なわれる、こういふことですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御趣旨のとおりでござります。

○小笠原二三男君 そうしますと、今後仮定の問題ですが、例年日本の全国のうち旧町村でそういう被害が局地的に起つた場合には法律改正して、この特例の適用をしていただけるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この第二十一回台風とか、全国的にわたつて被害が発生いたしました場合において、特

例法が制定されるわけでございまして、局地的な場合には暫定措置法で大体処理していく。ただし三十六年度におきまするような大災害が引き続いて全国的に、規模の大きい災害が全国的にわかつた場合に、特例法を制定して被害者の救済をいたす、こういう趣旨になつております。

○小笠原二三男君　國が見た場合に、広域な災害であるとか、小災害であるとか、規模の上では言い得ても、個人災害を受けた側からいえば、それは大きからうが小さからうが、被害額は相当額に達するといふものが間々あるわけでしょう。そうすると同じ國の施策で、大災害になって世論が沸き立ち、国会も取り上げて法律改正した場合には適用されるし、そういうことがない場合には、同じ被害を受けておつても、國民として國家から一定の公平な援助が受けられないということを不思議だとは考へられませんか。

○政府委員（庄野五一郎君）　一般の小範囲なりあるいは局地的な災害につきましては、暫定法といふものがございまして、暫定法によりまして、やはり八万円未満と八万円以上十五万円以上と刻みまして、十五万円以上の分は高率助成ができると、こういうことになるわけでございます。まあ、暫定法特例法という二つが三十六年度は両方が施行されて、農民あるいは漁民の災害に対して十分の助成をやると、こういうことがあります。

○小笠原二三男君　そこの私にはわからないのですが、もしそういうことなら、なぜ暫定法とか特例法とかいうことにし、特例措置を國民がこぞつて願うか、暫定法で、ひものなう暫定法ど

けでいいわけだ、この表で見てもこれ
は何が基準になつたのか——賛成です
よ、原則は、私賛成なんですかね。
原則は賛成なんだが、何が基準になつ
たのかわからぬが、たとえば農地費は
十分の五だ。特例法でも一定基準額未
満のものは十分の六だ。十分の一ふや
五だ。何が基準でこういう刻み方にな
るのですか。こういうことは農民の側
に立つて納得できるものでしようか
ね。

○政府委員(庄野五一郎君) 暫定法
も、これは基準が書いてあるわけでござ
いまして、農業用施設も十分の六・
五から、大体八万円までは十分の六・
五、八万円をこしますとこれが逐次暫
定法でも上がる。十五万円をこします
と十分の十までかかるわけです。どう
いうふうに暫定法では指定しております
す。

なぜ暫定法と特例法が必要だと、こ
ういうことになりますと、まあ、お説
のとおり特例法の場合には、全国的な
広がりで大規模な災害が広範にわたつ
たということで、局部的な災害の場合
よりは農民同士の助け合いになり、あ
るいは市町村あるいは県で災害を援助
するというような規模をこして行く場
合に非常に特例法を発動するような場
合が、室戸台風といったような場合に
多いわけでございまして、そういう趣
旨もございまして、室戸台風のように
全国にわたつて、それから各市町村
も、非常に農民の被害が旧市町村の全
般にわたつて、こういった場合に
寺内法でできるだけ高額に要力こじ

こうという趣旨に相なると思います。まあ農民からいえば、高率、高いほうがいいじゃないかと、こういうことに相なると思いますけれども、しかしながら通常の局部的な災害とか、小範囲

の災害といふものは、暫定法で十分処理できると、こういふ感覚でわれわれ

○小笠原二三男君　局部的なものは暫
は特例法を制定したのであります。

定法で十分処理できるということは、
広域な激甚な災害の場合に特例法を用

いたと内容実質は、国から出る金が少なくとも県から出る、市町村から出る

ということで、同じ程度には確保されるのだが、こういふ建前で、この差が

あつてもいいんだ。こういうのです
が、あなたの今おっしゃる趣旨は。

○政府委員(庄野五一郎君) それは特
例法のほうがいいわけでござります

が、やはり国民経済に影響を及ぼすような大災害といったような場合には、

周囲の状況が全部田畠が流れたとか、あるいは埋没したとか、そういうったも

つが、県の中でも市町村軒並みやらねておる、こういった場合に特例法を制

定するなど、いろいろなことになるわけですがあります。暫定法については、局部

的だから、この程度で農民負担の限度から見てやれるというような算定で

やつて いるわけ でござりますが、特
法の場合は、非常に 全面的に 広く 深く

災害があつた、どうやら」と、やがて
に国の援助を必要とする、どうやら

○小笠原二三男君 それは納税者の立
とに相なります。

場からいって公平ですか、施策として

○政府委員(庄野五一郎君) 納稅者で
すか。

○小笠原二三男君　そうですが、納稅をしておる國民として援助を受ける側が同じ災害でそれは平等を欠くというようなことは、これは政治施策として適切な施策だとお考へになつておるのであります。あなたたちは暫定法よりはよう幾分でもいいものにしてやつているのだからといふ恩恵的な施策としての気分がないですか。

○政府委員(庄野五一郎君)　恩恵的といふよりは、農民の復旧を援助するということが最終的目的でござりますので、被害が大きいときには農民の復旧の援助を手厚くしてやろう、こういうだけでありますて、復旧力が非常にある場合には暫定法でも処理できるが、広範な、そして深い、災害が深刻な被害だった場合には、農民の自立的な復旧力に非常な影響を受けるわけでありまして、国としては十分立ち上がりやすく補助率を高めてやる、こういうことでございます。

○小笠原二三男君　私の言ふことは、ちょっととしつこいかもしらぬのですけれども、そういう考え方で農林省がおつて、そして今言われる所得格差の構造とか、農業構造とか、大だんびらけ振り回している農林当局の農政のあり方として、そういうことを公平だあると……。農民の側に立つて公平であるというお考へがないようですね。そういうことでいいんでしょうかといふことを聞いておるのである。あなたのほうは十分でないかわからぬ。広域な激甚な災害が国全体の経済に影響することころが大きい場合には金はよけい出す、百姓の方に聞いてみなくては、十分だかうでない場合には少しでもいいんだ、

○政府委員(庄野五一郎君)　過去の例を見ましても、伊勢湾台風とか、これまでの狩野川台風とか、そういうた大灾害のときに特例法を制定して、農民へ被害に遭する農地の復旧に資したわけでございますが、今回の室戸台風を中心いたします三十六年度の災害もそぞに連する被害であったたということになりまして特例法を出すと、そういうことになって参りました。十月八日まで分につきましては国会で成立をたしておるわけでございまして、それを改正して十月を入れると、こうしたことになるわけであります。

なお、この暫定法と特例法との関連でございますが、ただいま御指摘のように、災害の大きいときと災害の少いときと、同じ農家として差が出てる場合もあるのではないかというおもなさですが、この問題は、やは災害基本法等も施行いたす段階において、やはり特例法、暫定法というもついてよく検討をして、御趣旨のうな点について十分今後考へることに相なつております。

○小笠原二三男君　局長が事務的に弁すればそのとおりだと思いますけれどもね、そういう積極的な意欲あるかないか私は聞いてみたんで現在はもう特例法が暫定法でないですか。だからあなたが言ふ災害基本法を作るということ大賛成です。うちのもの、それは前から主張しておる。あいはこういう要綱的なものも出しておる。こういうものは、やはりあなたが言ふ大賛成です。暫定のものが暫定措置だった。ところ

実態としては、特例法で、みんなの
の適用を願う陳情その他が行なわれ
おる。局長もそれを受けて迷惑に感
する場合もあるでしようし、われわれ
たいへんだ。特例となるからこうい
ことになる。またもう一つ特例が山
かもしえぬ。前から、過去の実績か
て伊勢湾台風以来そういう特例的な
のがあつたから……。こういうこと
あぐらをかかぬで特例的なやり方で
ものが間違つておるというか何とい
かわからぬが、これは根本的な解決
ではないのですから、そういう点か
つも頭に入れながらこの種の問題を
えてもらつて、そして基本法的な
で前進していくということを願いと
と思うのですね。これはもう緊急の
とだと思うのです。少なくともこの
会あたりには、またこれを改正して
そして十二月までに引き延ばしてさ
せるなんといふよくな、こういふ
塗策をやらぬで、少なくとも皆さ
うで日本農業のあり方を考え、
農業基本法を出され、今後の農業構
云々なんということならば、このは
国会そのものにもう災害基本法的
のを出すべきではなかつたかと思
抜本的にこの問題を解決すること
よつて、農民に一つの希望を与える
拡大なんといふことを宣伝して、一
これは大事なことじゃないかと思
ですがね。あとで豚肉の問題も出
うですが、一つの施策として、選
豚農家は破産一步手前なんです。
頭も持つてどうにもならぬといふ
にある。これらは何も災害だけで
い貫した問題だと思うのですね

○政府委員(庄野五一郎君) まだ漁港地特例法による農地、農業用施設の漁港地指定の町村の指定はまだいたしておりません。査定段階でどうふうに相なりましたか。よく調査しなければいけないと思いますが、大体県で災害復旧計画書といものを作りました。それに基づいて現地に事務局なり本省なり県と立ち合いで現場査定をやりまして、その結果大体一戸当たり五万円をこすかどうか、こういう被害額を確定いたしまして、それで漁港地指定をやつしていく。こういう段階になるわけありますて、まだ指定はいたしておりませんので、どういうことになつたか、もう少し調査いたしたいと思います。

○安田敏雄君 このいたいたい資料を見ます。というと、昭和三十六年の主要災害の総合計が大体千九百九十八億ですね。第一表の一番上欄の右ですが、千九百九十八億。これについて本年度の三十六年度の予算額はどのくらいになりますか。第二表の近く計上

が、ことしの予算といしまして九十六億三千六百万円程度といらものを三十六年度において支出いたしたい、こういうふうに考えておるわけあります。なお、先ほど申しました共同利用漁港といつたものを含めまして……て、大体総額全部合わせてどのくらいになる。

○政府委員(庄野五一郎君) それからあるいは漁船とか、そういうのを入れますと八億六千九百万円程度を支出する、こういうことになります。この八億六千九百万円と、それから先ほど申しました公共事業の九十六億三千六百万円を足しますと百五億、それは公共、非公を合わせてでございます。

○安田敏雄君 そうしますと、この第一表をこちらいただきますと、農林水産関係の三十六年ににおける主要災害の総合計の見積もりが千九百九十八億な

ります。そこで言われる農作物というものの範囲に入る生産額は幾らですか。大体でよろしく……ございます。

○政府委員(坂村吉正君) ただいま統計の持ち合わせがございませんので、はつきりした数字でお答え申し上げら

れます。それと農作物関係につきましては、先ほど申しました百五億の手当をいたす、こういうことに相なるわけでございます。それから農

林畜水産物の千七十五億九千七百万円、こういうものにつきましては、農作物では農作物共済等あるわけでござります。

○小笠原二三男君 そろすると一兆五千億、そのうちここで言われる農作物と畜産物と合わせると、九百五十億くらいになりますか。そろする

と、その対策費としては全部で二百三十億くらいのものですね。そうしますと、千九百九十八億円という被害額

に対しても、それではたとえば五・三・五・二の三〇%をいたしておるかと思

います。しかし予算的に不足しているのではない

ことがあります。それで、それではたとえば五・三・五・二の三〇%をいたしておるかと思

います。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十六年中……。

○安田敏雄君 総額は、三十六年

災でございますが。

い、こういうように常識的に私どもしあつたら、一つお答え願いたい。

○政府委員(坂村吉正君) 実態から申

し上げますと、ここに一千億余

が、ことしの予算といしまして九十六億三千六百万円程度といらものを三十六年度において支出いたしたい、こういうふうに考えておるわけあります。なお、先ほど申しました共同利用漁港といつたものを含めまして……

が、ことしの予算といらものは、ずっと大幅に伸びなければならぬだろう。こういうようによく考えられる。で、そういう点についての補正の見通しや何をどういふうに具体的に考えておるか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農林水産関係被害額千九百九十八億、こういふ中には施設関係のものと、それから農林水産物の関係のもの二つ入っておりま

す。施設関係は九百二十三億、そ

れから農林畜水産物の減収被害といつたものが千七十五億九千七百万円、こ

ういうことに相なっております。で、

施設関係について先ほど申しました百

五億の手当をいたす、こういうことに

相なるわけでございます。それから農

林畜水産物の千七十五億九千七百万

円、こういうものにつきましては、農

作物では農作物共済等あるわけでござ

ります。

○小笠原二三男君 関連しまして、農作物被害の九百三十一億、このうち共

施設なり水産養殖施設は別でございま

す。公共事業だけでございまして、災害に対する予算額といらものは、もっと急速に、特に来年の農地の場合もつと復旧させるといらるようなことを考えておるわけあります。なお、先ほど申しました共同利用漁港といつたものも含めまして、

が、補償される金額は、

○政府委員(坂村吉正君) 正確な数字ではございませんが、現在共済金の支

付を要求をいたされ、いろいろ検討

が、この一部でございます。そのほかに共済金の支払いといたしまして、最

終的にはきまつておりますが、二、三十億ないし四、五十億くらいのもの

が国のはうから金としては出していく

のではないかといふうな見当でござ

ります。

○小笠原二三男君 それで年間の日本

の、ここで言われる農作物といらるもの

○政府委員(坂村吉正君) おつしやや
とおりでございまして、私どもも現状で
いいといふうにはひとつも考えて
おるわけではございませんで、毎日、
いろいろ努力をいたしておるわけでござ
います。で、日本のようにお非常に自然
災害の多いようなところにおきまして
は、農業もいろいろ經營面、あるいは
将来に前向きに向かつて施策をやりま
しても、それは非常に、ときどき穴あ
けられる。だから、穴埋めだけでも
なかなかたいへんだ、こういうような
状況でございまして、したがいまして
よけいに前向きでどんどん積極的な
施策をやっていかなければならぬと感
感しているわけでござります。そんじ
う状態ではございますけれども、年々大
御承知のように農業動向報告にもござ
いますように、全体の經濟の伸びに応
じまして、農業の生産も四〇%ぐらい
伸びてきておるわけでございまして、
て、災害対策等も十分ではないとい
ながらだんだん向上はしてきているの
じゃないかというふうに私ども考えて
はおるのでござりますけれども、まだ
今後もそういう問題について、私ども
も十分研究しなければならぬというふ
うに考えております。

りますが、この一千億というものを差し引いて、しるうと論で考えてみたら、この一千億の再生産に使われる金がゼロになつてくる。そうして国のはうからことさら基盤整備の金だ、災害復旧の金だ、そういうものが出ていて、このマイナスのロスを差し引いて、いつたら、どこから基盤を整備し、また拡大再生産なり農業生産を高めていく、農家収入をふやしていく、ということが出てくるのか。その算術的な勘定でもちよつと合わないような気がするのですが、これはすいぶん私は無鉄砲なことを言つておると思うのですよ。無鉄砲なことを言つてはやくだけれども、生産に回る金がゼロになる。そして困からまた手厚く保護するといふかなんかしらぬが、金は出る。しかし、出る金といふものでやつても、結局、この天然自然の災害といふものは避けられない。今後毎年、ある程度の災害といふものは持続するでしょう。そなれば、これはこれで一つの問題として、共済なら共済といふ問題をもつとしつかりしたもので考えていくとか、その他いろいろ考え方が起つてくるのじやないかと思うのです。そういうものの考え方がなくて、公共施設について災害復旧の金を出しておるのだ。共済金を一部出しておるのだ、再生産の融資は一部やっておるのだと、これで抜本的に農業が立ち直つていいで、他の工業生産に追いついていく、バランスをとる。そういうことができると私は考えられない。だから、どうするのかということを聞きたいのです。

で、これらについての穴埋めといいまして、対策を考えていいかぬという問題でございまして、われわれもたとえば、あるいは融資であるとか、あるいは共済であるとか、あるいは施設についての補助であるとか、こういうようなことでできる限りの措置を考えているわけなんですが、さいまして、たとえば共済等につきまして、そういうような意味で災害の場合の所得の補てん、こういうような面からいいますれば、私はやはり一番端的なものは、共済とかそういうような制度が、一番はつくりと所得の補てんというようなことも通するのではないかと思うのでございまるので、先般来から農業災害補償法等の改正案等も国会に提案いたしまして、すつと御審議をいたしておりますが、いろいろ財政状況もございましようし、ほかの業種との関係等もございましようし、なかなか簡単にいかぬと思いまるので、各方面からできる限りの措置を講ずる、そういうようなものをできるだけ改善して参る、こういうようなことよろしかば、なかなか一つの施設で抜本的に片づくのだといふようなことは出でないのではないかと思うのでございままするが、各方面について最善の努力と研究をいたしたいと思っております。

おるので。こんな状態を続けていい、
て、鉱工業生産との格差は、何で解消
しようといふのです、それなら、農林
省当局として自信があるのでですか。今
やっている施策をとつていけば、結局
生産の伸びなり、経済の伸びなり、農
業そのもののバランスがとれる、そろ
ういう自信があるものがあつたらお示し
願いたい。結局こういうことに手を触
れなければならぬのじやないですか。
手を触れないで、今の程度でいいの
だ、農家個々に入百万なら八百万とい
うものはかかるせちまえぼいいのだ、一
年の營農そのものは、これは労働力な
り肥料代なり種子料なりといふ、そん
なものは個人負担でいいのだ、零細に
いけばたいしたものでないのだ、も
しもそういう考え方があつたら、これは
いつまでたつたって、日本の農業とい
うものは、その基盤といふ、骨格とい
い、整備できないじゃないですか。農
業基本法を打ち立てて、そうして具体的
にこの種の問題を考えないで、どう
して鉱工業の生産に追いついていくの
か、追いつけるわけはないです。追いつ
けるわけはないが、一つの全体的な
構造としてバランスがとれるか私には
わからぬのですね。どうするお考えで
すか、今の施策でいいというのです
か。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

ういうものの開拓等も考え、できるものからできるだけ片づけていく。こういうようなことで各方面についてもその努力をしていく。こういうようなことよりほか簡単にこれをやればこれでいいんだというものはあるまいといふに考へて努力をいたしておるわけでござります。

○小笠原二三男君 それなら日本の農業といふものは、災害がなければ今のよう皆さんのやつておるような施策をとつていくなら、この所得倍増の計画ですかに基づく農業の高度成長、鉱工業生産とのバランスをとつたあるべき姿勢になるのだ、こう考へておりますが……。

それからもう一つ、特殊な日本の農業の置かれておるこういふ災害の問題は、そういう将来の日本の經濟なり産業構造から見て、農業に対して大きなおくれをとらせておる原因だということを認めませんか。別に聞き直します。

○政府委員(坂村吉正君) もし、かりに日本の農業に災害がないといたしましても、それは実際日本ばかりじやございませんで、諸外国の例を見ましても農業とそれから他の工業との格差といふものは、これは相当あるのでございまして、生産性の問題、その他いろいろ差があるのでございまして、これはいろいろ自然的なそういうような制約を受ける農業でもございまして、発展の段階からいいまして、そういう状態にあるのでございますから、そういう点を根本的に片づけていく、こういうようなところが一つの農業を伸ばしていく問題であろうと、こ

う思つております。そういうような意味で農業基本法がねらつております方向といふものが農業を近代化する、そうして所得をふやし、ほかの産業にでけでございます。

○小笠原二三男君 そういう努力をさかに追い付いて、こう、こういふうちに考へて努力をいたしておるわ

う思つております。そういうような意味で農業基本法がねらつております方向に進められるのではないかといふに私は考へております。

○小笠原二三男君 そうすると、日本農業の後進性を脱却できない相当大きな原因部分としては、日本は特殊なこの災害といふものがあるのだといふことをお認めになるわけですね。災害がなくてさも追いつかないといふのであるから、この災害もなお大きな影響を持つということはお認めになるでしょ

う。農業基本法なりといふものが出でていると思うのです。ですから、そろそろお認めになるわけですね。災害から起つてくる各種の農産物の減収に伴う農家の困窮というもの、こういうものが何らかの形で救済される

○小笠原二三男君 それなら一つ一つ片づけていくのに、この災害における公共施設の復旧、整備、これはむろんこのことは個々人の収入減にならぬような措置を考へていくといふことも当然なことじやないですか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りございまして、そこで日本の農業ではほかの国にあまり例を見ない

けれども、従来結局、鉱工業生産といふものは日本の農業の上にあぐらをかい伸びてきました。だから、それは転換させる時期じゃないかといふことも考えられるのです。もう少しすういう根

農業が、それは五分で低利だ、六分で低利だと言つても、あるいは三分五厘の長期で低利だと言つても、他の諸外

國の手厚い施設から言えば、まだまだおくれがあるように私らは思つのです。こうう点を考えて、農産物そのものございまして、農業共済といふような姿で個々人の災害の損失の補てんを考えよう、こういう制度もあるわけ

○植堀義一郎君 小笠原委員から重大と申しますが、非常に大事な事柄についての御発言がありましたが、私は別に小笠原さんにも、お役所の方々にもお聞きしてみたいことがありますのです

○委員長(梶原茂義君) 速記をとめて下さい。

○政府委員(坂村吉正君) もちろん災害も大きな影響があらうと思います。災害も大きな影響があらうと思ひます。災害がなくてさも追いつかないといふのであるから、この災害もなお大きな影響を持つといふことはお認めになるでしょ

う。自分の金庫が損しないためには、いろいろなことをやりますよ、末端へ行つ

か、そういう施設があつてしかるべきだ。それが、私はいろいろとめちゃめちゃな議論であるかもしだれぬが、この二十年でも二十五年でも長期の金融

も借りかねて、予定だけ貸し出しが消

ておるということわかるのです。私の聞いているのは、この池田内閣の所得倍増といふことに伴つて農業生産はどう高めていくどうあるべきか、このことはきちっとあると思うのです。

○小笠原二三男君 そういう努力をしておるから、がんばつていいもの

であります。それで、私はいつも出でています。それでやつたらどうですかといふ。そ

うしたら実力者の河野さんは、やれと

みんな金融上の操作をしておる機関はみんな金融上の操作をしておる機関は

も借りかねて、予定だけ貸し出しが消

ておるから、がんばつていいものが

出るかもしだれぬ。まあ、余談、よけいな話になりましたが、結局、今のような施設では、それは毎年々々糊塗して

はいけただらうけれども、この農業と工業との格差は開く一方。日本の農民といふものはやつていけないといふことになるだらうと思うのです。な

りませんといふなら、なりませんとお答え願いたい。そんなことにほりません。私の言つようになるのかといふことになるだらうと思つて下さい。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りございまして、そこで日本の農業ではほかの国にあまり例を見ない

けれども、従来結局、鉱工業生産といふものは日本の農業の上にあぐらをかい伸びてきました。だから、それは転換させる時期じゃないかといふことも考えられるのです。もう少しすういう根

農業が、それは五分で低利だ、六分で低利だと言つても、あるいは三分五厘の長期で低利だと言つても、他の諸外

國の手厚い施設から言えば、まだまだ

おくれがあるように私らは思つのです。こうう点を考えて、農産物そのものございまして、農業共済といふような姿で個々人の災害の損失の補てんを考えよう、こういう制度もあるわけ

○植堀義一郎君 小笠原委員から重大と申しますが、非常に大事な事柄についての御発言がありましたが、私は別に小笠原さんにも、お役所の方々にもお聞きしてみたいことがありますのです

○委員長(梶原茂義君) 速記をとめて下さい。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りございまして、そこで日本の農業ではほかの国にあまり例を見ない

けれども、従来結局、鉱工業生産といふものは日本の農業の上にあぐらをかい伸びてきました。だから、それは転換させる時期じゃないかといふことも考えられるのです。もう少しすういう根

農業が、それは五分で低利だ、六分で低利だと言つても、あるいは三分五厘の長期で低利だと言つても、他の諸外

國の手厚い施設から言えば、まだまだ

おくれがあるように私らは思つのです。こうう点を考えて、農産物そのものございまして、農業共済といふような姿で個々人の災害の損失の補てんを考えよう、こういう制度もあるわけ

○植堀義一郎君 小笠原委員から重大と申しますが、非常に大事な事柄についての御発言がありましたが、私は別に小笠原さんにも、お役所の方々にもお聞きしてみたいことがありますのです

○委員長(梶原茂義君) 速記をとめて下さい。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りございまして、そこで日本の農業ではほかの国にあまり例を見ない

けれども、従来結局、鉱工業生産といふものは日本の農業の上にあぐらをかい伸びてきました。だから、それは転換させる時期じゃないかといふことも考えられるのです。もう少しすういう根

農業が、それは五分で低利だ、六分で低利だと言つても、あるいは三分五厘の長期で低利だと言つても、他の諸外

國の手厚い施設から言えば、まだまだ

おくれがあるように私らは思つのです。こうう点を考えて、農産物そのものございまして、農業共済といふような姿で個々人の災害の損失の補てんを考えよう、こういう制度もあるわけ

○植堀義一郎君 小笠原委員から重大と申しますが、非常に大事な事柄についての御発言がありましたが、私は別に小笠原さんにも、お役所の方々にもお聞きしてみたいことがありますのです

○委員長(梶原茂義君) 速記をとめて下さい。

他に御発言もございませんようですが、から、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それではこれより二案を一括討論に入ります。御意見の方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

御意見もございませんようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次二案の採決に入ります。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原茂喜君) 全会一致でござります。よって、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました二案の、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成その他事後手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次二案の採決に入ります。

○委員長(梶原茂喜君) 御異議ないと認めます。

今後農業基本法に地づく新農政の方針として、農業機械改善のための農用地の開拓、大圃場の造成等の土地条件の整備が必須事業となり、その事業量の増大と共に伴う農地開拓用機械の需要の増大が予想されております。

これらの動向に対処いたしまして、農林省の保有する農地開拓用機械等を同公団に現物出資して、これらの機械と同公団の保有する機械とを一元的に管理運営して効率的に使用するとともに、公団の運営の円滑、健全化をはかるため新たに政府から出資を行なうことににより同公団を整備強化し、これによつて農地開拓改良事業の効率的推進を期するものであります。

以下、本法案の内容につきまして簡単に御説明いたします。

第一に、昭和三十七年度におきまして、同公団に対し、政府から一億五千萬円を出資することとともに、政府が必要あると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができるごとにとしておられます。

第二に、現在、農林省において農地の開発改良事業の用に供している国有機械の一部と、これらの機械の整備または修理の業務の用に供している諸施設を公団に現物出資することができるよういたしたのであります。

第三に、公団で保有いたしまして機械理由を御説明申し上げます。

農地開拓機公団は、国際復旧開発銀行等から資金の融資を受けて、高能率の機械を保有し、主として北海道根室地区、青森県上北地区等の大規模開墾作業を初めてとして農地の造成改良までは農地の災害復旧事業を機械力で早期に完成することを目的として、昭和三十年設立され、これらの事業を国、特例に関する法律の一部を改正する法律案(圈法第一六号)を問題に供しましました。

次に、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資本の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案(圈法第一六号)を問題に供しましました。

これは昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資本の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律の一部を改正する法律案(圈法第一六号)を問題に供しましました。

第四に、公団の余裕金の運用につきまして、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託の方法によるところ規定を整備いたすこととしております。

なお、このほか、これに関する公団の役員並びに財務及び会計に関する規定を追加しております。

一、国有林野払下げに関する請願(第八〇八号)

以上が、この法律案を提出する理由及び法案の概要であります。何とぞ慎重に審議して下さい。

○委員長(梶原茂喜君) 以上で本案の認定理由の説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたしました。

○委員長(梶原茂喜君) 以上で本案の認定理由の説明は終りました。本案につきましては、本日はこの程度にいたしました。

政に大きな影響を及ぼしている上に、国有林野が公有林野、民有林野にはみ出し、あるいは飛地等となつてゐる面積も相当あるので、町村林业行政計画に支障をきたしてゐるから、町村財政の確立と地域住民の福祉向上を図るため、国有林野の大幅な払下げを実施せられたいとの請願。

解放農地補償に関する講題
講 講 者 福島県西白河郡矢吹町
大字明新 因谷源之丞
紹介議員 石原幹市郎君
外十六名

たことは開田地域開拓者のため遺憾に思ふ。たまないから、昭和三十七年度の岩手県山ろく大規模開墾事業費要求額六億円をそのまま計上され、早期に農業用水路ならびに開田が実現されるよう措置をせられたいとの請願。

石渡——一本木線、小岩井——鬼越線の
線を新設せられたいとの請願。

農業協同組合合併助成法の援助措置を同法制定前
の講演

第八〇九号 昭和三十七年一月二十日受理

農業開発道路計画早期実現に関する講演會
三日受理
請願者 岩手県盛岡市平山 小畠九〇岩手郡町村議会幹事会長会内 山口鹿三紹介議員 江田 三郎君

講題者 岩手県盛岡市平山小野
紹介議員 江田 三郎君
長会内 山口鹿三
九〇岩手郡町村議会議事
農業基本法実施に伴い、農業構造改善計画樹立のため予備調査地域に指定するの請願
のため予備調査地域に指定するの請願

九〇 岩手郡町村議会
岩手県岩手郡零石町内葛根田川に架
されている「高橋」は、昭和三十六
八月、九月の二回にわたり延長の半
は流失し、残り半分も腐朽はなはだ
く、その用をなさない状態にある。
た、この路線は、岩手山ろく国營開
事業地区内の開拓主幹道路として重
であるから、同橋りよむ「高橋」を國
事業の一環として早急に復旧せられ
いとの諸願。

昭和二十一年十月二十一日公布の「自作農創設特別措置法」、同二十五年七月制定の「自作農創設特別措置法及農地調整法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令」により実施された農地改革は、耕作権尊重主義に基づく自作農創設政策といふ趣旨によるものであるが、改革の実態は、連合国日本弱体化政策といふ至上命令によつて、本来の改革目的を極度にゆがめ、動揺善良

請願。 樹立を準備中とのことであるが、そぞろ実施年度が昭和三十八年度からとなると、模様であり、これは農業総合開発における開発道路の必要性を考えると、まさにことに遺憾であるから、低開発地は農業の後進性の特質を重視されて、土地計画をすみやかに実現せられたいと

計画樹立のため、全国五百地域において予備調査を行なうことになっているが、岩手町は県北畑單作地帯としてかつこうの地であり、昨年は農林省考査官六名によつて農業基本法制定準備のために実態調査も行なわれて、いるから、特に畑作地帯の調査区として岩手町を指定せられたいとの請願。

く、その用をなさない状態にある。た、この路線は、岩手山ろく園田開事業地区内の開拓主幹道路として重であるから、同橋りょう「高橋」を事業の一環として早急に復旧せられいとの請願。

会暴力に革命にも等しい冷酷無情の暴政であつた。しかして、今日農業基本

第八五五号 昭和三十七年一月二日
三日受理

岩手県岩手山ろく柳沢地区等の開田計
画促進等に關する請願

請願者 德島市寺本町東三ノ
四徳島県共済農業協

農地改革の不合理点と矛盾点を卒直に直視し、占領下における農村の経済的、社会的不公正を削除し、日本農村の良き伝統と合理性を調和した新農村建設のために農地補償の即時実施を図られたいとの請願。

講 講 師 岩手県盛岡市平山小学校
九〇岩手郡町村議会長会
長会内 山口鹿三
紹介議員 江田 三郎君
岩手山ろく大規模国営開拓も岩洞ダムの完成により発電を開始されたこと

紹介議員　江田　三郎君
長会内　山口鹿三

紹介議員 三木與吉郎君
農業災害補償制度の改正は、制度協会の答申どおり行なうこととし、建等の任意共済は当然この制度改正と時に農協に一元化せられたいとの願。

第八九九号 昭和三十七年一月二十
五日受理

業用水路工事は計画予定より一年以
も遅れ、昭和三十六年度から着手さ

田計画を進められたい。また開拓道路新設については、開拓經營上さらに十

第八七八号 昭和三十七年一月二四日受理

第一条 この法律は、しばしば台風の来襲を受け、かつ、特殊土壤の

南九州防災営農振興法（昭和三十七年法律第一号）の定めるところによる。

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の下に「及び南九州防災営農振興法（昭和三十七年法律第一号）」を加える。

本案施行に要する経費は、本年度約七十億円の見込みである。

南九州防災営農公团法

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 役員及び職員（第七条—第十一条）
第三章 業務（第十八条—第二十一条）
第四章 財務及び会計（第二十九条—第三十二条）
第五章 監督（第四十三条—第四十四条）
第六章 雜則（第四十五条—第四十七条）
第七章 制限（第四十八条—第五十条）
附則

第一条 南九州防災営農公團は、南九州防災営農振興法（昭和三十七年法律第一号）第十二条规定

に基づき、南九州防災営農振興地域における畠地かんがい事業、農地防災事業等の事業を実施し、もつてその地域における農業經營の安定に資することを目的とする。

第二条 南九州防災営農公團（以下「公團」という。）は、法人とする。（法人格）

第三条 公團は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

（事務所）

第四条 公團は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

2 公團は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条 公團は、政令で定めることにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条 公團でない者は、南九州防災営農公團といふ名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公團に準用する。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の不格条件）

第十一條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

（役員の認可）

第一項の規定によりその役員は、役員となることとされない。

（役員の監督）

第二項の規定によりその役員は、役員となることとされない。

（役員の任命）

第九条 総裁及び監事は、農林大臣が任命する。

2 副総裁及び監事は、總裁が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の解任）

第十二条 農林大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（役員の解任）

第十三条 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするとときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（業務の範囲）

第十八条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 南九州防災営農振興地域における次に掲げる事業を施行する。

イ 畠地かんがい事業

ロ 特殊土壤（シラス、ボラ、ユラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物その他浸しよくを受けやすい性状の土壤をいう。）対策事業及び急傾斜対策事業

ハ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十号）第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収した

（役員の職務及び権限）

により、公團を代表し、総裁を補佐して公團の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその業務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、總裁の定めるところにより、公團を代表し、總裁及び副総裁を補佐して公團の業務を掌理し、總裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公團の業務を監査する。

（役員の解任）

又は支配力を有する者を含む）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

（役員の解任）

又は支配力を有する者を含む）

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公團と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）

（代理人の選任）

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関する権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の選任）

第十六条 公團の職員は、總裁が任命する。

（職員及び職員の地位）

第十七条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（職員の任命）

第十八条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 南九州防災営農振興地域における次に掲げる事業を施行する。

イ 畠地かんがい事業

ロ 特殊土壤（シラス、ボラ、ユラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物その他浸しよくを受けやすい性状の土壤をいう。）対策事業及び急傾斜対策事業

ハ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十号）第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収した

いては、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が代理人を代表する。

（代理人の選任）

第十五条 総裁、副総裁及び理事は、公團の職員のうちから、公團の業務の一部に関する権限を有する代理人を選任する。

（職員の選任）

第十六条 公團の職員は、總裁が任命する。

（職員及び職員の地位）

第十七条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（職員の任命）

第十八条 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 南九州防災営農振興地域における次に掲げる事業を施行する。

イ 畠地かんがい事業

ロ 特殊土壤（シラス、ボラ、ユラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物その他浸しよく受けやすい性状の土壤をいう。）対策事業及び急傾斜対策事業

ハ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十号）第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収した

載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

2 公團は、第十八条第一項第一号

の事業に係る事業実施計画の変更をする場合には、防災營農振興計画に違反しない範囲内でこれをしなければならない。

3 第一項の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）については、第十九条第六項及び第二十条の規定を準用する。

（賦課金）

第二十三条 公團は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第一号から第三号までの事業によつて利益を受ける者でその事業に係る受益地につき土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三条、土地改良事業に参加する資格に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものに対して、その者の受けける利益を限度として、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

2 前項に規定する者が当該事業に係る受益地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合には、公團は、その者に対する同項の規定による賦課徴収に代えて、その土地改良区に対し、当該賦課金の額に相当する額の金銭を賦課徴収することができる。

3 前二項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納入させる場合にあつては、最初に納入させる賦課金についての納期限）前九十日までにしなければならない。

4 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、処分について不服があるときは、公團に対してこれを申し立てることができる。ただし、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

5 公團は、前項の規定による不服の申立てがあつたときは、同項ただし書の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

（強制徴収）

第二十四条 公團は、前条第一項又は第二項の規定による賦課金の納入義務者がその納期限までにその賦課金を納入しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 公團は、前項の規定により督促をするときは、納入義務者に対して督促状を発する。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

3 前条第一項の規定による賦課金の納入義務者が第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、市町村は、公團の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、公團は、その徴収金額の四分の一を市町村に交付しなければならない。

可を受けて、その処分をすることができる。

5 前条第二項の規定による賦課金の納入義務者が第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第七項の延滞金を納入しないときは、公團は、地方税の滞納処分の例により、農林大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

6 前項の規定による徴収金の先取得権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、地方税の例による。

7 公團は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、農林省令で定める場合は、この限りでない。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課及び徴収）

第二十五条 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項（経費の賦課）、第三十八条及び第三十九条（賦課金等の徴収）の規定

により賦課金を充てるため土地改良区が同法第二十五条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課金を負担した組合員を含む。）と読み替えるものとする。

（土地改良法の準用）

第二十六条 第十八条第一項第一号又は第二号の事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負

担金として公團に支払わなければならぬ。

（権利関係の調整）

第二十七条 公團が第十八条第一項第一号から第三号までの事業を行なつた場合には、土地改良法第五十九条（償還すべき有益

費）、第六十二条（組合員の地代等の増額請求）及び第六十五条（農地法の適用）の規定を準用する。

この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「南九州防災營農公團法第二十号」第十八条第一項第一号から第三号までの事業」と、同法第六十一条第一項中「組合員」とあるのは「南九州防災營農公團法（昭和三十七年法律第二十号）第十八条第一項第一号から第三号までの事業」と、同法第六十一条第一項の規定による賦課金を納入すべき者（同条第二項の規定による賦課金を充てるため土地改良区が同法第二十五条で準用する土地改良法第三十六条第一項の規定により賦課金を負担した組合員を含む。）と読み替えるものとする。

（第四章 財務及び会計）

第二十九条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（予算等の認可）

第三十条 公團は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（事業年度）

第二十九条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

（予算等の認可）

第三十条 公團は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公團は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他の予算及び資金計画の参考となるべき事項に関する

る書類を認可申請書に添えなければならぬ。

(決算)

第三十一条 公團は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第三十二条 公團は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 公團は、前項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

5 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

6 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

7 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

8 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

9 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

10 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

11 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

12 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

13 公團は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(防災営農債券の発行)

第三十四条 公團は、農林大臣の認可を受けて、防災営農債券を発行することができる。

2 前項の規定により公團が発行する防災営農債券の債権者は、公團の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公團は、農林大臣の認可を受けた、防災営農債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法（明治三十一年法律第四百八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、防災農債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十五条 政府は、公團に対しても、防災農債券をもつて、長期若しくは短期の資金の貸付けをすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項の規定により借り換えた公團は、毎事業年度、農林大臣に対する協議

2 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

8 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

10 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

11 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

13 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

14 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

15 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

16 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

17 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

18 公團は、前項の事項について規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(補助金)

第三十七条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、公團に対し、第十八条第一項第一号及び第二号の事業に係る事業費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により公團が発行する場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(余裕金の運用)

第三十八条 公團は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 国債及び農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

3 指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

2 農林中央金庫及び農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

(不動産その他の政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第三十九条 公團は、その所有する不動産その他の政令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規程)

第四十条 公團は、業務開始の際、次の事項について規程を定めなければならない。

2 公團は、農林大臣への委託する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

3 商法（明治三十一年法律第四百八号）第三百九条から第三百十一号まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

4 公團は、農林大臣の認可を受けた、防災営農債券の発行に関する事務の全部又は一部を信託会社に委託することができる。

5 公團は、前項の規定による委託を受けた信託会社についての規程を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第四十二条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののか、公團の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

2 第五章 監督

第三十九条 公團は、この法律及びこれに基づく政令に規定するもののか、公團の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

(監督)

第四十三条 公團は、農林大臣が監督する。

2 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

3 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

4 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

5 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

6 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

7 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

8 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

9 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

10 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

11 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

12 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

13 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

14 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

15 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

16 公團は、農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公團に対して、その業務に関する監督する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(解散)

第四十五条 公團の解散については、別に法律で定める。

2 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

4 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

5 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

6 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

7 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

8 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

9 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

10 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

11 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

12 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

13 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

14 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

15 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

16 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

17 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

18 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

19 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

20 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

21 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

22 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

23 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

24 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

25 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

26 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

27 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

28 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

29 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第六章 雜則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第七章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第八章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第九章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十一章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十二章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十三章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十四章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十五章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十六章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十七章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十八章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第十九章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第二十章 稽則)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

